

監査の結果（平成 29 年 1 月 31 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 27 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 33 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	西部総務事務所	平成 28 年 11 月 9 日	平成 28 年 10 月 3 日、 19 日、21 日、26 日	実地	4
2	東部総務事務所	平成 28 年 10 月 27 日	平成 28 年 10 月 7 日、 12 日	実地	5
3	北部総務事務所	平成 28 年 10 月 18 日	平成 28 年 10 月 4 日、 5 日	実地	6
4	東部県税事務所	平成 28 年 10 月 27 日	平成 28 年 10 月 7 日、 12 日	実地	7
5	北部県税事務所	平成 28 年 10 月 18 日	平成 28 年 10 月 4 日	実地	8
6	東京事務所	平成 28 年 11 月 10 日	平成 28 年 11 月 10 日	実地	9
7	県立総合技術研究所農業技術センター	平成 28 年 10 月 12 日	平成 28 年 9 月 8 日	実地	10
8	西部厚生環境事務所・西部保健所	平成 28 年 11 月 9 日	平成 28 年 10 月 3 日、 21 日、26 日	実地	12

9	西部東厚生環境事務所・西部東保健所	平成 28 年 11 月 9 日	平成 28 年 10 月 19 日	実地	13
10	県立広島学園※	平成 29 年 1 月 31 日	平成 28 年 9 月 14 日	書面	14
11	東部農林水産事務所	平成 28 年 10 月 27 日	平成 28 年 10 月 7 日, 12 日	実地	16
12	北部農林水産事務所	平成 28 年 10 月 18 日	平成 28 年 10 月 5 日	実地	17
13	西部病虫害防除所	平成 28 年 10 月 12 日	平成 28 年 10 月 12 日	実地	18
14	東部病虫害防除所	平成 28 年 10 月 12 日	平成 28 年 10 月 12 日	実地	19
15	北部病虫害防除所	平成 28 年 10 月 12 日	平成 28 年 10 月 4 日	実地	20
16	西部農業技術指導所	平成 28 年 10 月 12 日	平成 28 年 10 月 12 日	実地	21
17	東部農業技術指導所	平成 28 年 10 月 12 日	平成 28 年 10 月 12 日	実地	22
18	北部農業技術指導所	平成 28 年 10 月 12 日	平成 28 年 10 月 4 日	実地	23
19	県立農業技術大学校	平成 28 年 9 月 13 日	平成 28 年 9 月 1 日	実地	24
20	東部畜産事務所	平成 28 年 10 月 27 日	平成 28 年 10 月 12 日	実地	25
21	北部畜産事務所	平成 28 年 10 月 18 日	平成 28 年 10 月 5 日	実地	26
22	東部家畜保健衛生所	平成 28 年 10 月 27 日	平成 28 年 10 月 12 日	実地	27
23	北部家畜保健衛生所	平成 28 年 10 月 18 日	平成 28 年 10 月 5 日	実地	28
24	西部建設事務所	平成 28 年 11 月 9 日	平成 28 年 10 月 3 日, 19 日, 21 日, 25 日, 28 日	実地	29
25	広島港湾振興事務所	平成 28 年 10 月 7 日	平成 28 年 9 月 13 日	実地	32
26	県立教育センター	平成 28 年 9 月 12 日	平成 28 年 8 月 26 日	実地	33
27	県立図書館	平成 29 年 1 月 31 日	平成 28 年 9 月 27 日	書面	35
28	県立庄原格致高等学校※	平成 29 年 1 月 31 日	平成 28 年 9 月 16 日	書面	36
29	県立安芸府中高等学校	平成 29 年 1 月 31 日	平成 28 年 6 月 3 日	書面	37
30	県立呉工業高等学校※	平成 29 年 1 月 31 日	平成 28 年 9 月 14 日	書面	39
31	広島中央警察署	平成 28 年 8 月 30 日	平成 28 年 8 月 30 日	実地	41

32	安佐北警察署	平成 28 年 9 月 1 日	平成 28 年 9 月 1 日	実地	42
33	山県警察署	平成 28 年 6 月 27 日	平成 28 年 6 月 27 日	実地	43

注) 機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関である。
(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

5 監査執行者

平成 28 年 9 月 30 日までの監査執行者は、次の 4 人です。

中原 好治, 児玉 浩, 高橋 義則, 赤木 稔明

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町10番52号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・ 組織体制（人数は，平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	14人	1課	総務課
西部総務事務所総務第二課	11人	1課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	16人	1課	総務課
西部総務事務所東広島支所	21人	2課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

物品の管理について

次の物品について，無償で貸付けを行っているが，貸付けに必要な手続が行われていなかった。
適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所）

物 品	騒音計 1台
根 拠	広島県物品管理規則第17条第2項，第3項及び第4項

2 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制 (人数は, 平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	21人	2課	総務課, 経理課
東部総務事務所総務第二課	10人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市, 庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・ 組織体制 (人数は, 平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	14人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	14人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 東部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること、申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市,
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町26番12号	府中市, 世羅郡, 神石郡

- ・組織体制 (人数は, 平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部県税事務所	63人	4課 1班	地方税特別滞納整理班, 税務管理課, 滞納整理課, 課税第一課, 課税第二課
東部県税事務所尾道分室	11人	2班	納税班, 滞納整理班

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 北部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること
申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目6番1号	三次市, 庄原市

- ・組織体制 (人数は, 平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課の数	課名等
20人	2課	収納管理課, 課税課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 東京事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡
県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備
県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面の間における事務の推進及び連絡
本県観光地の宣伝及び紹介
- ・ 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
- ・ 組織体制 所長1人、次長2人、総務課3人、政策課長8人、主任3人、非常勤職員2人
- ・ 職員数（平成28年4月1日現在）
 - 常勤職員数 17人（市からの派遣職員を含む。）
 - 非常勤職員数 2人

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

U・Iターンを一体的に支援する体制のあり方について

東京事務所内のふるさと就職情報コーナーと地域政策局が東京交通会館内に設置しているひろしま暮らしサポートセンターは、ともに東京に拠点を置いて広島県へのU・Iターンを支援する相談窓口という点で機能が重複する面があり、連携を図ることが効果的であるため、利用者の利便性等の観点からも、仕事と暮らしの両面を一体的に支援する体制のあり方について、関係部局と連携して検討していただきたい。

7 県立総合技術研究所農業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農作物及び果樹に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
農作物及び果樹に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・所在地 本 所：東広島市八本松町原 6869
果樹研究部：東広島市安芸津町三津 2835
- ・組織体制 本 所：4部1課（総務部（管理課），技術支援部，栽培技術研究部，生産環境研究部）
果樹研究部：1部1課（管理第二課，果樹研究部）
- ・職員数 57人（平成28年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について，県立総合技術研究所農業技術センター毒物劇物危害防止規定（以下「毒物劇物危害防止規定」という。）では，管理簿を作成し，保管責任者が毎月1回在庫量を照合・確認することとなっているが，一部において，毒物劇物危害防止規定に定められた管理簿を作成しておらず，また，保管責任者の確認も行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知）2 県立総合技術研究所農業技術センター毒物劇物危害防止規定4
-----	--

【改善を求める事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物劇物危害防止規定では，5年間使用実績がない毒物及び劇物については，「今後1年以内のセンターでの使用見込みを把握し，見込みがない場合には，廃棄する」と規定されているが，使用見込みの把握が行われておらず，長期にわたり使用実績のない毒物及び劇物が多数見受けられた。今後は，毒物劇物危害防止規定に基づき，使用見込みのない毒物及び劇物は，廃棄する必要がある。

根 拠	県立総合技術研究所農業技術センター毒物劇物危害防止規定7
-----	------------------------------

【検討要請事項】

ア 地域課題を踏まえた研究開発について

本県の自然条件は，温暖な島嶼部から寒冷な山間部まで変化に富んでおり，地域によって野菜及び果樹の栽培技術が大きく異なることから，中山間地域における農業が将来にわたって持続的に発展できるよう，気象条件等の地域の特性を踏まえ，それぞれの地域課題に適した研究開発に努めていただきたい。

イ 農林水産局との連携について

地域の技術課題を解決するとともに、新技術を開発し、その普及を図るため、現場での普及に携わる農林水産局と密接に連携して、より効果的な施策や事業を検討していただきたい。

8 西部厚生環境事務所・西部保健所

(1) 機関の概要

・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など

・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部厚生環境事務所・西部保健所	廿日市市桜尾二丁目2番68号	広島市，呉市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	広島市中区基町10番52号	
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	

・組織体制（人数は，平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	59人	5課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課，試験検査課
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	46人	3課	厚生課，保健課，衛生環境課
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	20人	2課	厚生保健課，衛生環境課

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所）

区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成26年10月] 等	
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	40人	9,865,304円	47人	7,615,931円
母子福祉資金に係る雑入	10人	1,835,500円	9人	1,416,500円

注：母子福祉資金に係る貸付金元利収入の参考欄については，平成28年4月の呉市の中核市移行に伴い，呉市に住民登録している人に係る債権が呉市に移譲されたため，平成26年度の決算繰越額等から上記対象者分を除いたものを参考として記載している。

9 西部東厚生環境事務所・西部東保健所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	東広島市西条昭和町13番10号	竹原市，東広島市，豊田郡

- ・ 組織体制（人数は，平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	46人	4課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成26年10月]	
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	86人	18,085,957円	72人	16,491,276円

10 県立広島学園

(1) 機関の概要

- ・主な業務 児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設）
- ・所在地 東広島市八本松町原 10844 番地
- ・組織体制 2 課（総務課，自立支援課）
- ・職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 26 人（育休 1 名を含む。）
 - 非常勤職員数 9 人（夜間指導員 28 名を除く。）
- ・児童の状況（平成 28 年 9 月 1 日現在） （単位：人）

区 分	小学生	中学生			中卒児童	計
	6 年生	1 年生	2 年生	3 年生		
男 子	2	4	4	5	1 (0)	16 (0)
女 子	0	0	1	3	0 (0)	4 (0)
計	2	4	5	8	1 (0)	20 (0)

（注）（ ）内は措置停止数で内数

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 現金の管理について

常時の資金前渡による現金の使用に際しては、現金出納簿により管理することとなっているが、平成 28 年 7 月以降、現金の出納を記載していなかったため、監査日現在における出納簿記載金額と実際の現金が一致していなかった。現金出納簿は出納の都度記載し、適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第 81 条，第 82 条
-----	----------------------

イ 旅費の支給について

靡においては、翌年度の 4 月 30 日までに支出を行う必要があるが、4 月 30 日を過ぎて旅費の支給を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第 5 条
-----	--------------

【改善を求める事項】

事務処理の改善について

昨年度の監査において、数多くの事務処理の誤りや遅延が見受けられ、職員に対する研修の実施やチェック体制の確立など事務処理の適正化に向け組織的な取組を徹底するよう改善を求めたところであるが、今回の監査において、一部改善はされていたものの、昨年度と同様の旅費の支給事務の遅延等について不適正な処理が見受けられた。

このような不適正な事務処理を繰り返し行ったことを重く受け止め、再度、職員に対する研修の実施やチェック体制の確立、事務処理方法の点検など、適正な事務処理が行われるよう、本庁とも連携して取り組む必要がある。

11 東部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市，府中市，神石郡
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	三原市，尾道市，世羅郡

- ・ 組織体制（人数は平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部農林水産事務所	57人	4課 1事務所	農村振興課，水産課，農村整備課， 林務課，三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	50人	3課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき，あらかじめ市長に通知を行うべきところ，これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部農林水産事務所）

契約名	予防治山事業 溪間工事 No.8 （平成27～28年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号

12 北部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市, 庄原市

- ・組織体制 (人数は, 平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課の数	課名等
68人	5課	農村振興課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 西部病害虫防除所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・所在地 東広島市八本松町原 6869
- ・職員数 3人（平成28年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，西部農業技術指導所所長及び次長（2名）が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 東部病害虫防除所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・ 所在地 福山市三吉町一丁目 1 - 1
- ・ 職員数 2人（平成 28 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
ただし，東部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 北部病害虫防除所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・所在地 三次市十日市東四丁目6-1
- ・職員数 2人（平成28年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，北部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 西部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 6869
- ・ 職員数 49 人（平成 28 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物を保管する場所は、その他の物を保管する場所と明確に区分された毒物及び劇物専用のもとする必要があるが、その他の物と混在して保管されていた。また、保管庫である冷蔵庫について、転倒防止の措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。

根拠	毒物及び劇物取締法第11条第1項 毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務課長通知) 1
----	---

【改善を求める事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の保管状況を確認したところ、平成 22 年度以降、全く使用されていない薬品が見受けられた。長期にわたり使用されていない毒物及び劇物については、今後の使用見込みを把握し、使用見込みのない毒物及び劇物は、廃棄する必要がある。

【検討要請事項】

ア 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、複数の品目を「農薬」として 1 つの管理簿で管理していた。毒物及び劇物の適正な管理及び処分を行うため、品目ごとに管理簿を作成し管理することを検討していただきたい。

イ 経営力の高い担い手の育成について

人口減少、高齢化が進むと、農村の集落機能がさらに低下し、農地等が担っている国土保全機能の維持が難しくなっていくことが予想されるため、中山間地域の定住促進に繋がるよう雇用の場を確保し、兼業農家や小規模零細農家を含めた所得の向上を図る観点や、農村の集落機能及び農地等が担っている国土保全機能の維持の観点から、これまでの施策の成果を検証するとともに、経営力の高い担い手の育成について、より効果的な施策や事業を検討していただきたい。

17 東部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- ・ 所在地 福山市三吉町一丁目1-1
- ・ 職員数 30人（平成28年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の保管状況を確認したところ、平成22年度以降、全く使用されていない薬品が見受けられた。長期にわたり使用されていない毒物及び劇物については、今後の使用見込みを把握し、使用見込みのない毒物及び劇物は、廃棄する必要がある。

【検討要請事項】

経営力の高い担い手の育成について

人口減少、高齢化が進むと、農村の集落機能がさらに低下し、農地等が担っている国土保全機能の維持が難しくなっていくことが予想されるため、中山間地域の定住促進に繋がるよう雇用の場を確保し、兼業農家や小規模零細農家を含めた所得の向上を図る観点や、農村の集落機能及び農地等が担っている国土保全機能の維持の観点から、これまでの施策の成果を検証するとともに、経営力の高い担い手の育成について、より効果的な施策や事業を検討していただきたい。

18 北部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目6-1
- ・ 職員数 21人（平成28年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

経営力の高い担い手の育成について

人口減少、高齢化が進むと、農村の集落機能がさらに低下し、農地等が担っている国土保全機能の維持が難しくなっていくことが予想されるため、中山間地域の定住促進に繋がるよう雇用の場を確保し、兼業農家や小規模零細農家を含めた所得の向上を図る観点や、農村の集落機能及び農地等が担っている国土保全機能の維持の観点から、これまでの施策の成果を検証するとともに、経営力の高い担い手の育成について、より効果的な施策や事業を検討していただきたい。

19 県立農業技術大学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農業後継者たる青少年，農業者及び地域の農業の振興に指導的役割を果たす者に対する，農業に関する実践的な教育及び研修の実施
- ・所在地 庄原市是松町 55-1
- ・組織体制 2 課（総務課，教務課）
- ・職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 18 人
 - 非常勤職員数 15 人
- ・学生の状況（平成 28 年 5 月 1 日現在） （単位：人）

区 分		定 員	在籍者		
教育課程	専攻コース		1 年	2 年	合 計
園芸課程	野菜・花きコース	80	21	24	45
	落葉果樹コース		5	10	15
畜産課程	肉用牛コース		5	1	6
合 計		80	31	35	66

（注）定員は 1 学年につき 40 人。専攻コース別の定員は設けていない。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 東部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務
 - 畜産の生産構造改革の推進に関すること
 - 畜産物の生産及び流通に関すること
 - 家畜の改良増殖に関すること
 - 草地の造成及び改良に関すること
 - 畜産経営に係る環境整備に関すること
 - 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること
 - 動物用薬事に関すること
 - 飼料の安全に関すること など

- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡

- ・ 組織体制 (人数は, 平成 28 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課等の数	課名等
20 人	2 課	畜産振興課, 防疫課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において, 単価契約でありながら, 契約書には契約金額の総価のみ記載し, 単価を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	感染性産業廃棄物処理業務委託 (平成 28 年度)
根拠	広島県契約規則第 2 条第 1 項

【検討要請事項】

重大な動物感染症対策に係る危機管理体制の確立について

岡山県との県境付近で重大な動物感染症が発生した場合の対策について, 県境防疫検討会における情報交換を進めるとともに, 事象が発生した場合を想定した合同訓練の実施や役割分担の検討等により, 早い段階での危機管理体制の確立に努めていただきたい。

21 北部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関すること
畜産物の生産及び流通に関すること
家畜の改良増殖に関すること
草地の造成及び改良に関すること
畜産経営に係る環境整備に関すること
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること
動物用薬事に関すること
飼料の安全に関すること など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課等の数	課名等
23人	2課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 東部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡

- ・ 職員数 1人 (平成28年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 東部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 北部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市, 庄原市

- ・ 職員数 2人 (平成28年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 北部畜産事務所所長, 次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 西部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16 番 12 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は，平成 28 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	147 人	12 課 1 班 1 チーム 1 事務所	事業調整・土砂法指定推進班，建設総務課，建設業課，用地第一課，用地第二課，管理第一課，管理第二課，維持第一課，維持第二課，工務第一課，工務第二課，建築課，東部連続立体交差事業課，災害復旧チーム，魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	50 人	4 課 1 班 1 事務所	事業調整・土砂法指定推進班，管理課，用地課，維持課，工務課，野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	43 人	3 課 1 班	事業調整・土砂法指定推進班，管理用地課，土木課，厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	45 人	3 課 1 班	事業調整・土砂法指定推進班，建設総務課，管理用地課，土木課
西部建設事務所東広島支所	74 人	5 課 1 班 1 事務所	事業調整・土砂法指定推進班，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，椋梨ダム管理事務所

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

工事請負契約における事務処理について，次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

ア 建設リサイクル法に基づく通知について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。

契約名	(西部建設事務所廿日市支所) 地方港湾厳島港（宮島口地区）みなとの賑わいづくり事業浮棧橋製作工事 (平成 28 年度)
	地方港湾厳島港（宮島口地区）みなとの賑わいづくり事業浮棧橋据付工事 (平成 28 年度)
根 拠	(西部建設事務所東広島支所) 主要地方道 矢野安浦線 道路改良工事（その 2） (平成 27 年度)
	吉行飯田線（3 工区）都市計画道路 街路改良工事（平成 27 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 8 条第 1 項第 2 号

イ 監理技術者の設置について

次の工事請負契約において、下請契約の請負代金の額が変更契約後 3,000 万円以上となったにもかかわらず、監理技術者が配置されていなかった。（西部建設事務所廿日市支所）

契約名	主要地方道大竹湯来線 交通安全施設等整備工事（平成 27 年度）
根 拠	建設業法第 26 条第 2 項 建設業法施行令第 2 条

【改善を求める事項】

ア 工事請負契約における変更契約について

次の工事請負契約において、当初契約の工事内容と著しく異なる工事内容を変更契約により追加していた。このような追加工事については、別に入札手続を行い、当該工事に必要な入札参加資格を求めて工事品質を確保するとともに、適正な競争入札を促す必要がある。

（西部建設事務所安芸太田支所）

契約名	一般県道弁財天加計線 道路改良工事（平成 28 年度）
-----	-----------------------------

（西部建設事務所東広島支所）

契約名	吉行飯田線（3 工区）都市計画道路 街路改良工事（平成 27 年度）
-----	------------------------------------

イ 業務委託契約における変更契約について

次の業務委託契約において、1 者随意契約により契約を締結していたが、変更契約時に随意契約理由とした業務内容と異なる内容へ変更していた。今後は、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性の観点から、適正な事務処理を行う必要がある。（西部建設事務所）

契約名	一級河川太田川水系根谷川外 災害復旧事業に係る業務委託
根 拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

ウ 占用許可に係る事務処理について

平成 26 年度に判明した道路・河川等占用料の請求漏れ等については、再発防止に向けて、占用許可業務手順書を作成するなどの業務改善に土木建築局全体で取り組まれているところであるが、平成 27 年度末の占用許可等の事務処理において、占用許可業務手順書に基づき占用許可・占用料決定の起案時に作成することとなっている「起案時におけるチェックリスト」が作成されていなかった。

また、平成 28 年 9 月に判明した電線共同溝に係る道路占用料の請求漏れについては、整備することとされている電線共同溝管理台帳が未整備であり、また、公物占使用システムによる管理も行われていなかったことが要因となっている。

今後は、占用許可に係る事務処理が適正に行われるよう、占用許可業務手順書に沿った事務処理の確実な実施やチェック体制の確立など、組織的な取組を徹底する必要がある。(西部建設事務所)

25 広島港湾振興事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 広島港整備計画の推進
港湾、漁港及び海岸保全施設に関する工事の調査、設計及び実施
港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、臨港地区、公有水面等の管理
- ・ 所在地 広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号
- ・ 組織体制 3 課 1 班（総務課、港営課、工務課、事業調整特別班）
- ・ 職員数 44 人（平成 28 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 所管する港湾、漁港及び海岸
広島港、小用港、鹿川港、中田港、三高港、草津漁港、五日市漁港及び広島市似島海岸（地先海面を含む。）

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成 25 年 5 月]	
港湾使用料 (港湾特別整備事業費特別会計)	18 人	3,325,941 円	23 人	2,539,180 円

【検討要請事項】

港湾特別整備事業費特別会計について

広島港五日市地区の港湾上屋については、港湾特別整備事業費特別会計で整備されているが、現在、客船寄港時のC I Q（税関・出入国・検疫）審査及び観光案内・物販等の公益的な目的で使用されており、使用料収入が無い状況である。特別会計の事業の経費は当該事業の収入をもって充てるという原点に立ち返り、今後、当該港湾上屋の整備費が償還できるよう収入確保を図るとともに、港湾特別整備事業費特別会計と一般会計との負担区分のあり方について、本庁と連携して整理・検討していただきたい。

また、広島港五日市地区土地造成事業においては、早期売却の可能性について、港湾管理者として検討していただきたい。

26 県立教育センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究
教育関係職員の研修
県立学校及び市町立学校に係る教育指導
高等学校生徒の実習
教育に関する資料の収集、作成、教育関係職員への提供
教育に関する相談
その他教育の振興充実に関し必要な事業
- ・所在地 東広島市八本松南一丁目2番1号
- ・組織体制 5部（総務部、企画部、教科教育部、特別支援教育・教育相談部、教育情報部）
- ・職員数 50人（平成28年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・事業実績（平成27年度）

ア 研修事業

区 分		受講者数（人）	
教職員研修	専門研修（基礎・実践・課題・総合）	4,523	
	指定研修	教職経験者研修 （初任、2年目、6年目、10年） *養護教諭を含む	1,284
		職能別研修（管理職）	426
	推薦研修	教育総合講座	121
		教員長期研修	48
	支援研修	サテライト研修	5,660
		ヘルプ&サポート相談事業	226
教養研修（21世紀教養セミナー）	375		
事務職員研修		910	
合 計		13,573	

イ その他の事業

- 研究事業（19テーマ）
- 教育相談事業（1,176件）
- 高等学校生徒実習事業（1校1学科2学級77人）
- 科学研究奨励事業（広島県科学賞・入賞3,816点）等

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の調定について

行政財産使用料の徴収において、使用する年度の前年度の歳入として施設使用料を徴収しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	許可内容	使用料 (年額)	使用年度	歳入年度
土地 (県立教育センター)	支線柱 1 本, 支線 1 条	3,000 円	平成 28 年度	平成 27 年度
建物 (科学・芸術教育棟)	PHS 基地局	1,500 円	平成 28 年度	平成 27 年度

根 拠	地方自治法第208条
-----	------------

イ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、使用の都度、受払の記録を行っていたが、在庫量の定期的な点検を実施していなかった。また、毒物劇物危害防止規定において、在庫量の定期的な点検の実施を定めていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物の保管管理について 2 (昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)
-----	---

27 県立図書館

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 図書館資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供する業務
他の図書館、図書室等との相互協力に関する業務
図書館資料に係る調査相談に関する業務
- ・ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・ 職員数 20人(平成28年4月1日現在の常勤職員数)
- ・ 利用状況等 (平成27年度)

入館者数	蔵書数
190,386人	750,993冊

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

28 県立庄原格致高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市三日市町 515
- ・教職員数 (平成 28 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 33 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	120	120	120	360
生徒数	(人)	111	121	93	325
充足率	(%)	92.5	100.8	77.5	90.3
退学者	(人)	2 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	78 人 (66.7%)			
	専修・各種	35 人 (29.9%)			
	就 職	4 人 (3.4%)			
	その他	0 人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 28 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 27 年度 (平成 28 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

扶養手当に係る事後の確認について

扶養手当の支給を受けている職員に係る事後の確認において、職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、他の者と所得を比較するなど、職員が主たる扶養者であることを確認することとなっているが、この確認がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

対 象	扶養親族の所得等現況届 (平成 28 年度)
根 拠	扶養手当認定要領 (広島県教育委員会) 第 8

29 県立安芸府中高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡府中町山田五丁目1-1
- ・教職員数（平成28年5月1日現在）
 - 本務者数 44人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 16人
- ・生徒の状況

課 程		全日制							
		普通科				国際科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		160	160	160	480	40	40	40	120
生徒数（人）		161	156	157	474	34	40	32	106
充足率（%）		100.6	97.5	98.1	98.8	85.0	100.0	80.0	88.3
退学者（人）		1（0）				2（0）			
休学者（人）		4				3			
進 学 就 職	大学・短大	123人（78.3%）				27人（90.0%）			
	専修・各種	29人（18.5%）				1人（3.3%）			
	就 職	2人（1.3%）				1人（3.3%）			
	その他	3人（1.9%）				1人（3.3%）			

（注）「学科・学年」の生徒数等は、平成28年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成27年度（平成28年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約に係る事務処理について

次の委託契約において、特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）に基づき家電を収集し指定引取場所へ運搬する際に、運搬する台数を変更したにもかかわらず、変更契約等の必要な手続きを行っていなかった。また、履行確認を怠ったため業務仕様書と異なる台数を収集・運搬させていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務
-----	--------------------

イ リサイクル料金の戻入に係る事務処理について

特定家庭用機器再商品化法に基づき家電を排出する際に、料金郵便局振込方式により前払いでリサイクル料金の支払いを行ったが、記載内容の誤り等の理由で使用しなかった管理票（家電リサイクル券）について、リサイクル料金の戻入の手続きを行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

前払したリサイクル料金	35,356 円 (テレビ 12 台及び冷蔵庫 2 台)
上記のうち使用しなかった管理票に係る料金	6,048 円 (テレビ 3 台)

ウ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において, 設計図書に定める規格の材料を使用していないものがあつた。
適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立安芸府中高等学校建物格技場 (11 号棟) 高所照明器具落下防止対策工事 (平成 27 年度)
根 拠	建設工事請負契約約款第 1 条

30 県立呉工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市阿賀北二丁目10-1
- ・教職員数（平成28年5月1日現在）
 - 全日制 本務者数 59人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 3人
 - 定時制 本務者数 16人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		機械科				電気科				電子機械科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		60	80	80	220	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数（人）		59	78	71	208	40	38	32	110	39	38	32	109
充足率（%）		98.3	97.5	88.8	94.5	100.0	95.0	80.0	91.7	97.5	95.0	80.0	90.8
退学者（人）		2（0）				4（1）				0（0）			
休学者（人）		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	6人（8.2%）				1人（4.3%）				9人（23.1%）			
	専修・各種	9人（12.3%）				3人（13.0%）				3人（7.7%）			
	就 職	57人（78.1%）				18人（78.3%）				26人（66.7%）			
	その他	1人（1.4%）				1人（4.3%）				1人（2.6%）			

課 程		全 日 制							
		材料工学科				計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		20	40	40	100	160	200	200	560
生徒数（人）		20	27	35	82	158	181	170	509
充足率（%）		100.0	67.5	87.5	82.0	98.8	90.5	85.0	90.9
退学者（人）		1（0）				7（1）			
休学者（人）		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	5人（15.2%）				21人（12.5%）			
	専修・各種	4人（12.1%）				19人（11.3%）			
	就 職	24人（72.7%）				125人（74.4%）			
	その他	0人（0.0%）				3人（1.8%）			

課 程		定 時 制														
		機 械 科					電 気 科					計				
		1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		20	20	20	20	80	20	20	20	20	80	40	40	40	40	160
生徒数 (人)		10	9	3	12	34	2	7	1	9	19	12	16	4	21	53
充足率 (%)		50.0	45.0	15.0	60.0	42.5	10.0	35.0	5.0	45.0	23.8	30.0	40.0	10.0	52.5	33.1
退学者 (人)		4 (1)					1 (1)					5 (2)				
休学者 (人)		4					2					6				
進 学 就 職	大学・短大	0人 (0.0%)					0人 (0.0%)					0人 (0.0%)				
	専修・各種	2人 (14.3%)					0人 (0.0%)					2人 (12.5%)				
	就 職	11人 (78.6%)					2人 (100.0%)					13人 (81.3%)				
	その他	1人 (7.1%)					0人 (0.0%)					1人 (6.3%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成28年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成27年度（平成28年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

31 広島中央警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防, 鎮圧及び捜査, 被疑者の逮捕, 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 広島市中区基町9番48号
- ・ 所管区域 広島市中区(鶴見町, 宝町, 富士見町, 昭和町, 南竹屋町, 竹屋町, 平野町を除く)
- ・ 管内面積 14.62km²
- ・ 管内人口 120,392人(平成28年6月30日現在)
- ・ 組織体制 13課1隊(警務課, 会計課, 留置管理課, 地域企画課, 地域第一課, 地域第二課, 地域第三課, 生活安全課, 刑事第一課, 刑事第二課, 交通第一課, 交通第二課, 警備課, 特別警ら隊)
- ・ 職員数 372人(平成28年4月1日現在)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において, 出来形が不足する工事並びに路側式道路標識工事仕様書(広島県警察本部)に定めるコンクリート基礎及び削孔基礎の基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島市中区千田町3丁目ほか路側式道路標識設置工事(平成27年度) 広島市中区中町ほか路側式道路標識設置工事(平成27年度) 広島市中区住吉町ほか路側式道路標識設置工事(平成27年度) 広島市中区南千田西町ほか路側式道路標識設置工事(平成27年度)
根拠	工事設計書 広島市中区中町ほか路側式道路標識設置工事(広島中央警察署) 路側式道路標識工事仕様書(広島県警察本部)

32 安佐北警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防, 鎮圧及び捜査, 被疑者の逮捕, 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市安佐北区可部四丁目14番13号
- ・所管区域 広島市安佐北区
- ・管内面積 353.33km²
- ・管内人口 148,211人 (平成28年5月1日現在)
- ・組織体制 7課 (警務課, 会計課, 生活安全課, 地域課, 刑事課, 交通課, 警備課)
- ・職員数 (平成28年4月1日現在)
 - 常勤職員数 153人
 - 非常勤職員数 9人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において, 路側式道路標識工事仕様書 (広島県警察本部) に定めるコンクリート基礎及び削孔基礎の基準等を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島市安佐北区可部南2丁目ほか路側式道路標識設置・改修工事 (平成27年度)
	広島市安佐北区安佐町大字くすのき台ほか路側式道路標識設置・改修工事 (平成27年度)
	広島市安佐北区亀崎4丁目ほか路側式道路標識設置・改修工事 (平成27年度)
根拠	路側式道路標識工事仕様書 (広島県警察本部)

33 山県警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 山県郡安芸太田町加計3760-1
- ・所管区域 山県郡
- ・管内面積 988.13km²
- ・管内人口 26,261人（平成27年末現在）
- ・組織体制 5課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域交通課，警備課）
- ・職員数 55人（平成28年4月1日現在）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定めるコンクリート基礎及び削孔基礎の基準を満たしていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	路側式道路標識設置工事（山県郡北広島町寺原3343番地先ほか7か所） (平成27年度) 路側式道路標識設置工事（山県郡北広島町春木300番地1先ほか9か所） (平成27年度)
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）